



東京都の発達障害教育



落ち着きがないから、
授業中ちゃんと座って
られないんじゃないかな・・・



自分の気持ちを
コントロールしたり
発信したりするのが
苦手なのよね・・・



文字を読むのが
苦手みたいだから、
授業についていけないか
心配だな・・・



お子さんの成長や発達が少し気になったら・・・
**東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、
支援の体制を整えています。その概要を御案内します！**

発達障害のある児童・生徒への支援

都内公立小・中学校では、特別支援教室や自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒のスキルアップに向けた支援を行っています。

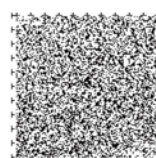
■ 特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。なお、特別支援教室は都内の全公立小・中学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けます。

※通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問い合わせください。

早期発見・早期支援が重要！

発達障害は、外見から課題が見えにくいため、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。また、本人や保護者も学習上・生活上の困難が障害に起因していることに気付きにくいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につながることができます。



特別支援教室の概要

目的



発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒について、特別支援教室で指導を受けることで、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

対象となる児童・生徒



- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

指導期間の考え方

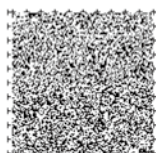


特別支援教室では、一人一人の児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指して指導を行います。また、指導開始後は、十分な評価がされないまま指導が継続されることのないよう、指導の成果を振り返り、指導開始当初の指導目標の達成状況を確認することが重要です。

そこで、学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間で定めています。

なお、必要な場合は、1年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

また、指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後でも、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます。



特別支援教室の入室までの流れ

お子さんの状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。就学前はお住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に、入学後は学級担任等に御相談ください。

なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



新版 K 式発達検査や WISC-IV 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査のことです。発達検査は、児童・生徒の得意な部分と苦手な部分に分かるほか、その児童・生徒にとってより良い支援の手がかりを得ることができるものであり、特別支援教室への入室検討だけでなく、在籍学級等での支援の方針や指導内容検討のためにも活用されます。なお、発達検査を受けられる機関については、お住まいの区市町村教育委員会にお問合せください。



保護者



就学相談



保護者との面接や就学前機関等での行動観察、医師の診察などにより子供の状況を把握し、適切な指導や支援について検討します。

学級担任



在籍学級での指導上の工夫や児童・生徒の様子など

在籍学級での指導方針や児童・生徒に対する校内の支援体制 など

校内委員会



学級担任のほか、以下の教職員が参加し、在籍学級における指導や支援の内容、校内支援体制及び関係機関との連携などについて協議を重ねます。

- ◆ 校長・副校長 ◆ 養護教諭 ◆ 特別支援教育コーディネーター
- ◆ スクールカウンセラー など



申請

児童・生徒の在籍学級での状況や必要とする支援の程度等を踏まえ、特別支援教室において一部特別な指導が必要と思われると判断した場合、保護者の同意を得て区市町村教育委員会に申請します。

区市町村教育委員会における判定委員会

在籍学級（就学前であれば就学前機関等）における状況、障害や必要とする支援の程度を踏まえ、在籍学級から離れて指導を行うことに伴う児童・生徒の負担などについて総合的に勘案した上で、児童・生徒にとって適切な指導体制を判断します。

在籍学級での学級担任による指導方法の工夫や配慮の実施

特別支援教室での指導

特別支援学級での指導

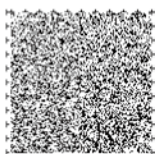
※指導開始までの流れは、区市町村教育委員会によって異なる場合があります。

特別支援教室の入室後の流れ

特別支援教室では、一人一人の状況に応じた学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導目標を立て、原則の指導期間（１年間）において指導します。

また、特別支援教室での指導の成果を通常の学級でも発揮できるよう支援します。

一貫性のある指導や支援を行っていくために、指導内容や児童・生徒の変容や成長は、保護者の皆様とも共有します。



特別支援教室での指導・支援

指導・支援体制

巡回指導教員が各校を回って指導を行うため、児童・生徒は他校へ移動することなく原則在籍校で指導を受けることができます。

小・中学校

在籍学級

学級担任・教科担任



指導の工夫

特別支援教室

巡回指導教員



自立活動の指導

在籍学級の授業（国語等）を抜け、月1時間～週8時間程度、自立活動の授業を受けに行きます。

連携・情報共有

学級担任等と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困難を把握し、その困難に応じた自立活動の指導を行います。

特別支援教室では、巡回指導教員以外にも心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

- 心理の専門家 …………… 障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。
- 特別支援教室専門員 …… 教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作製などを行います。

巡回

拠点校

- ・巡回指導教員が集中的に配置されている学校を拠点校と言います。
- ・巡回指導教員はあらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- ・巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。



巡回指導教員

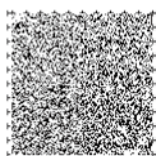
指導内容

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

<指導内容例>

- ・場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けられるようにします。
- ・課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けられるようにします。
- ・体の使い方や姿勢の保持が苦手で、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高められるようにします。



Q 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象になりますか？

A 障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、在籍学級で充実した生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導は、在籍学級での授業の一部を抜けて受けることとなるため、障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が必要かを十分に検討し、保護者との合意を含めて決定する必要があります。

＜在籍学級における支援の例＞

- ・ 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が少なくなるような環境の整備
- ・ 書くことが苦手な児童・生徒への ICT 機器を活用した授業作り
- ・ 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫



Q なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なのですか？

A 知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要です。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないことから、特別支援教室の対象としておりません。（文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より）

Q 特別支援教室の担当教員は、なぜ、拠点校から巡回し指導する仕組みなのですか？

A 特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、指導の方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する体制としています。

Q 特別支援教室の退室後、支援が途切れてしまうのではないのでしょうか？

A 退室後も、特別支援教室での学びの成果を生かしながら、在籍学級を中心に、必要な支援を実施します。

Q 一度、退室したら、再度の入室はできなくなるのでしょうか？

A 入室時に、児童・生徒の困難に応じて設定される指導目標を達成した場合、特別支援教室を退室しますが、退室後に、再度、校内委員会及び判定委員会において、特別支援教室において一部特別な指導が必要と判断された場合には、特別支援教室に入室し指導を受けることが可能です。

Q 今後、高等学校に進学した場合、特別支援教室のような制度はありますか？

A 都立高校では、令和3年度から全校で、通級による指導を実施できる仕組みが整っています。詳細については、東京都教育委員会のホームページを御確認ください。

東京都教育委員会 通級による指導

検索

なお、申込みについては、都立高校に入学後、高校の先生に相談してください。

